

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
( 答申第 1 6 2 号 )

平成 1 2 年 8 月 2 5 日

横情審答申第162号

平成12年8月25日

横浜市長 高 秀 秀 信 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に  
基づく諮問について（答申）

平成11年9月1日道都土第87号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「公文書目録2041036N T内道路等の工事検査済書の発行関係書類一式（道路・宅造）14荏田12工区(7)街区設計協議対象地点」，「別紙赤線道路について標準構造図に基づかない部分」及び「別紙赤線道路のマンホール及び管渠，側溝等で地下水を集水しているもの。道路下に暗渠が設置されているところ」の公文書公開請求却下決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「公文書目録2041036N T内道路等の工事検査済書の発行関係書類一式（道路・宅造）14荏田12工区(7)街区設計協議対象地点」，「別紙赤線道路について標準構造図に基づかない部分」及び「別紙赤線道路のマンホール及び管渠，側溝等で地下水を集水しているもの。道路下に暗渠が設置されているところ」の公文書公開請求を公文書不存在として却下した決定は，妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は，「公文書目録2041036N T内道路等の工事検査済書の発行関係書類一式（道路・宅造）14荏田12工区(7)街区設計協議対象地点」（以下「本件申立文書その1」という。），「別紙赤線道路について標準構造図に基づかない部分」（以下「本件申立文書その2」という。）及び「別紙赤線道路のマンホール及び管渠，側溝等で地下水を集水しているもの。道路下に暗渠が設置されているところ」（以下「本件申立文書その3」という。）の公開請求（以下「本件請求」という。）に対して，横浜市長（以下「実施機関」という。）が，平成11年5月31日付で行った公文書公開請求却下の処分の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の却下理由説明要旨

本件請求については，横浜市公文書の公開等に関する条例（昭和62年12月横浜市条例第52号。以下「旧条例」という。）第2条第2号に規定する「公文書」が存在しないため却下としたものであり，その理由は，次のように要約される。

## (1) 本件申立文書その1について

公文書目録にある本件申立文書その1は，道路建設に係る文書を指すものであり，宅造に係る文書を指すものではない。道路建設に係る文書については，港北ニュータウン内道路等の工事検査済書の発行関係文書であり，これは昭和61年度に作成し，保存期間の10年の経過により平成9年度に廃棄処分した。したがって，旧条例第2条第2号に定める「公文書」は存在しないため，本件請求を却下した。

## (2) 本件申立文書その2について

別紙赤線道路のうち歩行者専用道路の舗装・路盤の断面図を記載した設計協議図書はあるが，本件申立てにある路床以下の地盤改良を行った箇所及び地下水を集水し側

溝等に流入させている箇所を記載した文書は、作成していない。したがって、本件申立文書その2に該当する文書を作成又は取得しておらず、旧条例第2条第2号に定める「公文書」は存在しないため、本件請求を却下した。

(3) 本件申立文書その3について

横浜市では、マンホールなど地下水の集水位置を記載した文書は作成していない。したがって、本件申立文書その3に該当する文書を作成し、又は取得しておらず、旧条例第2条第2号に定める「公文書」は存在しないため、本件請求を却下した。

#### 4 異議申立人の意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書において主張している本件申立文書の却下決定に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件申立文書その1について

本件申立文書その1の廃棄年度については承知しているが、設計協議書の公開の交渉は平成9年度から継続中であり、その間回答のないままに資料が廃棄されたとは考えられない。工事検査済書が設計協議実施設計と内容的にイコールであることを偶然知り、本件請求をしたが、何を知りたいのか説明しているにもかかわらず設計協議はないと説明されてきたことにも疑問を禁じ得ない。

(2) 本件申立文書その2について

湧水等があり通常の標準構造図のみによる対応ができず地盤改良を行った箇所や地下水を集水して側溝やマンホールに入れている箇所の情報がほしいため本件請求を行ったものであるが、横浜市が軟弱地盤に対して、どう対処されたかに関する情報や道路の実施設計がまったく保存されていないとは考えにくい。

(3) 本件申立文書その3について

横浜市では道路下に集水暗渠が設置されているか否かを把握していないとは考えにくい。例えば「接続協議」等もあったかと思う。

#### 5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「新条例」という。）が平成12年7月1日に施行されたが、本件は旧条例に基づきなされた処分に対する異議申立てであるため、当審査会は、新条例附則第6項の

規定により，旧条例の規定に基づき本件を審議することとする。

(2) 港北ニュータウン事業について

横浜市では，昭和40年2月に港北ニュータウン事業の計画を発表し，住宅・都市整備公団（現・都市基盤整備公団）が施行主となり，土地区画整理事業等を実施してきた。港北ニュータウン区域内の第一地区及び第二地区の区画整理地区では，平成8年9月に換地処分公告が行われた。

(3) 本件申立文書その1，その2及びその3について

ア 本件請求は，実施機関が保有している地下水の処理に関する公文書の公開を目的として行われたものであるが，実施機関は，本件請求に係る公文書が存在しないとの理由で本件請求を却下している。当審査会では，当該処分について審議するため，平成12年6月9日に実施機関に対して事情聴取を行った。

イ 本件申立文書その1について，実施機関は，当該文書が昭和61年度に作成されたものであり，横浜市文書取扱規程（昭和60年9月達第20号。平成12年3月達第8号による廃止前のものをいう。）第35条及び第43条において，保存期間を10年とする第2種文書に該当し，また，埋設物の位置，構造等については下水道台帳に記載され，格別に保存期間を延長すべき事由もないため，平成9年度に廃棄したものである。また，当該文書は，設計協議書とは別の文書であるため，公開請求の対象ではないと主張している。

ウ しかし，申立人は，平成9年度から設計協議書の公開について交渉が継続中であり，設計協議書と本件申立文書その1が内容的に同一であり，廃棄したことは不当である旨主張している。このため，本件申立文書その1と設計協議書の同一性について検討する。

申立人は，平成9年2月から平成9年10月までに本件申立文書その1に係ると思われる請求を5回行っていることが認められる。設計協議書には，造成名称及び目的，宅地の所在，審査依頼内容，提出図書並びに工事の概要（路線名称，事業手法，幅員，延長，舗装種別，街築，照明施設，雨水処理方法等）の内容が記載され，工事検査済書には工事工区，道路番号，工事場所，道路延長及び検査年月日が記載されている。また，設計協議書には特記仕様書，内訳表，位置図，現況図，街区確定図，全体平面図，舗装断面図，施設平面図等が添付されており，道路工事検査済書には位置図及び全体平面図のみが添付されている。これらから，申立人の請求は，

継続している事実は認められるものの、設計協議書と本件申立文書その1の内容に同一性を認めることは困難であり、当該文書を廃棄したことが不当であるとはいえないものとする。

以上のことから、実施機関が本件申立文書その1を不存在としたことについては、特段不合理な点は認められなかった。

なお、本件については、文書の特定に関して実施機関と申立人との対応方法については課題があるものとする。当審査会は、公開請求の対象となる文書の特定に関して、実施機関は請求者に対して文書特定のための情報を提供する責務を負うものであり、請求文書の特定に当たっては、請求者の利便性を考慮し、より一層適切な対応が求められるものとする。

次に、本件申立文書その2及びその3は、申立人及び実施機関の主張を総合的に判断すると、地下水の処理等の設計協議についての文書に係るものであると考えられる。

実施機関は、地下水の処理を住宅・都市整備公団と調整していたが、「横浜北部新都市第一地区、第二地区土地区画整理事業の施行に伴う宅地等の造成工事の協議等に関する事務取扱い要領(昭和53年10月1日施行。以下「要領」という。)」第7条に規定する設計協議の内容に含まれず、協議を要しないため、設計協議書は作成していないので、本件申立文書その2及びその3は存在しないと主張している。

要領第7条では、「造成工事に係る設計協議対象等は、別表4に掲げるものとする。」と規定されており、横浜市と住宅・都市整備公団における設計協議の対象として、擁壁、擁壁の下部構造、道路構造物としての擁壁、歩行者専用道路の整備、公共下水道(雨水、汚水)、防災ダム、施行区域内における公道の付替、拡巾、分断及び消滅に関する協議、地区界道路の整備、取付け道路の整備、道路橋、ボックスカルバート、道路照明施設、占用物件並びに流末水路等が掲げられている。しかし、本件の場合、地下水の処理等に係るものであるため、要領第7条に規定する設計協議の内容に含まれず協議を要しないことから、文書作成の必要がないことが認められる。また、宅地造成の際、排水のための宅地柵を下水道管に接続することが行われているが、宅地柵に地下水の集水暗渠を接続することは設計協議の内容に含まれていないことが認められる。

したがって、本件申立文書その2及びその3が存在しないという実施機関の主張について、特段不合理な点は認められなかった。

#### (4) 結 論

以上のとおり，本件申立文書その1，その2及びその3は存在すると認めることができないものであるから，実施機関が公文書公開請求を却下した決定は，妥当である。

#### 《 参 考 》

##### 審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成11年9月1日	・ 諮問書受理
平成11年12月16日	・ 実施機関から，却下理由説明書を受理
平成11年10月22日 (第211回審査会)	・ 諮問の説明
平成12年5月26日 (第225回審査会)	・ 審議
平成12年6月9日 (第226回審査会)	・ 実施機関から処分理由の説明 ・ 審議
平成12年6月23日 (第227回審査会)	・ 審議
平成12年7月14日 (第228回審査会)	・ 審議
平成12年7月28日 (第229回審査会)	・ 審議
平成12年8月4日 (第230回審査会)	・ 審議